

「スーパーICカード特別規定」変更点（下線部が変更点）

変更前	変更後（2024年5月13日改定）
<p data-bbox="626 287 997 317">スーパーICカード特別規定</p> <p data-bbox="142 363 685 392"><b>第1条（スーパー IC カード特別規定）</b></p> <p data-bbox="142 401 1478 472">(1) 本規定は、スーパー IC カード（以下「本件カード」といいます。）のサービスのうち、クレジットカードサービスにつき定めるものです。</p> <p data-bbox="142 480 1478 627">(2) 本件カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となり、その他の預金口座を支払預金口座に指定することはできません。なお、支払預金口座に指定できる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。</p> <p data-bbox="142 636 1478 745">(3) 本件カードのお申し込みは、日本国内にお住まいの個人の方のみとします。また、お申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p> <p data-bbox="647 791 979 821">中省略改訂箇所のみ抜粋</p> <p data-bbox="142 909 587 938"><b>第10条（カード種類の変更など）</b></p> <p data-bbox="142 947 1478 1018">(1) 本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。</p> <p data-bbox="142 1026 1478 1098">(2) カード種類の変更については、<u>当行が別途認めた場合を除き</u>、本件カードを解約してあらためてご希望のカードをお申し込みください。</p> <p data-bbox="1406 1169 1478 1199">以上</p>	<p data-bbox="1967 287 2338 317">スーパーICカード特別規定</p> <p data-bbox="1484 363 2027 392"><b>第1条（スーパー IC カード特別規定）</b></p> <p data-bbox="1484 401 2819 472">(1) 本規定は、スーパー IC カード（以下「本件カード」といいます。）のサービスのうち、クレジットカードサービスにつき定めるものです。</p> <p data-bbox="1484 480 2819 627">(2) 本件カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となり、その他の預金口座を支払預金口座に指定することはできません。なお、支払預金口座に指定できる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。</p> <p data-bbox="1484 636 2819 745">(3) 本件カードのお申し込みは、日本国内にお住まいの個人の方のみとします。また、お申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p> <p data-bbox="1982 791 2315 821">中省略改訂箇所のみ抜粋</p> <p data-bbox="1484 909 1929 938"><b>第10条（カード種類の変更など）</b></p> <p data-bbox="1484 947 2819 1018">(1) 本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。</p> <p data-bbox="1484 1026 2819 1098">(2) カード種類の変更については、本件カードを解約してあらためてご希望のカードをお申し込みください。</p> <p data-bbox="2742 1169 2813 1199">以上</p>